別紙様式4

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1	第1回長崎労働局及び各署所事務用消耗品購入契約	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 佐藤　健吾 長崎県長崎市万才町7－1	令和3年7月29日	株式会社ヨシオカ 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1459-13	会計法第29条の3第5項及び予決令99条第3号（少額随契）に該当するため	1,060,266	978,890	92.32%	0		適正と判断	適正と判断
2	江迎労働基準監督署、江迎・大村公共職業安定所冷却水回路レジオネラ殺菌洗浄作業	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 佐藤　健吾 長崎県長崎市万才町7－1	令和3年8月25日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社九州支社 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号	会計法第29条の3第4項緊急の必要により競争に付すことができない場合に該当するため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として随意契約を行った	1,219,900	1,219,900	100.00%	0		適正と判断	適正と判断
3	路面電車広告制作及び広告の実施契約	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 佐藤　健吾 長崎県長崎市万才町7－1	令和3年12月23日	長崎電気軌道株式会社 長崎県長崎市大橋町4番5号	長崎市内の路面電車を運行し、電車外広告を行うことができる唯一の者であり、会計法第29条の3第4項の、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから随意契約を行った	1,551,000	1,551,000	100.00%	0		適正と判断	適正と判断
4	以下余白											